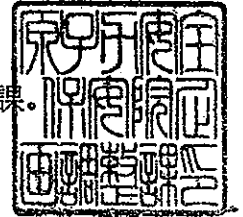


経済産業省

平成23・06・28原院第1号
平成23年7月5日

安全弁の適切な保安検査の実施について（周知）

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院保安課

NISA-251c-11-6

今般、認定保安検査実施者として認められた高圧ガスの製造をする者に対して、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第62条第1項の規定に基づく立入検査を実施した結果、法第35条第1項第2号の保安検査について、液逃がし用安全弁の検査周期を誤認し、毎年実施しなければならないところ、2年ないし4年に1度しか検査をしていなかった事実を確認しました。安全弁の保安検査の周期の誤認は、平成22年12月にも他の認定保安検査実施者で確認され、両事案について、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、嚴重注意を行い、原因の究明及び再発防止策を求めたところです。

当院では、安全弁の保安検査の周期の誤認が相次いで発生していることから、認定保安検査実施者を始めとする保安検査を行う者に対し、下記の事項について周知することといたしました。

記

安全弁の保安検査の周期において、1年を超える周期を設定できるのは、以下に該当する場合のみである。

- (1) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）第14条の表製造施設の欄中ト及びチに該当する安全弁である場合（ト及びチに該当する安全弁は、JIS B 8210に適合する安全弁に限られているところ、JIS B 8210の適用除外となる液体の圧力を開放するための安全弁又は安全弁の弁座口の径が15ミリメートル未満のものはト及びチに該当しないことに留意されたい。）
- (2) 認定保安検査実施者の認定時に保安検査の方法の特例として認められた場合

(参考)

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）（抄）

（保安検査の期間）

第14条 液化石油ガス保安規則第77条第2項、一般高圧ガス保安規則第79条第2項及びコンビナート等保安規則第34条第2項の経済産業大臣が定める施設は、次の表の上欄に掲げる製造施設（前条各号に掲げるものを除く。）とし、同項の経済産業大臣が定める期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

製 造 施 設	期 間
第一種製造者に係る事業所の製造施設のうち、次に掲げるもの	
イ～へ （略）	
ト 日本工業規格B8210（1994）蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25未満のソフトシート形のもの及びチに掲げるものを除く。）	2 年
チ 日本工業規格B8210（1994）全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が25未満のソフトシート形以外のものであって法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限る。）	4 年
リ～ル （略）	